

## 秘密保持契約

### 起業家組織 **Entrepreneurs' Organization (EO)**のメンバーリーダー用

本文書はEO理事会、委員会メンバー、タスクチームメンバー、リージョナル・カウンシルメンバー、ファシリテーター、およびその他すべてのグローバル・メンバーリーダー（それぞれ「メンバーリーダー」）によって署名されるものとする。

1. 期間上記に概要を示した全メンバーリーダーに対する秘密保持契約（本「契約」）は、本契約にあるようなメンバーリーダーによって履行された日から、リーダーあるいはメンバーとしてのEOにおけるメンバーリーダー在任期間終了後2年後まで（「制限期間」）メンバーリーダーに適用される。

#### 2. 秘密情報

a. EOの活動に関わる過程において、メンバーリーダーは、EOやEOの支部組織のビジネス、戦略、オペレーション、メンバー、チャプター、スポンサー、顧客、取引上の機密、財務、組織および個人情報、方針、手順、およびその他非公開の事項に関して、あるいはEOや支部組織が所有あるいは管理する秘密且つ財産価値のある資産、知識、および情報といった第三者の秘密情報に関して、秘密あるいは財産価値のある情報を得たり、得る予定であったり、得る可能性がある。そのような情報（「秘密情報」）は、秘密情報として明確にされるか表示されなければならない、また文書にて、電子的あるいは口頭にて提供される、または提供された可能性がある。メンバーリーダーによって作成された秘密情報の場合、メンバーリーダーはそのような秘密情報に「Confidential」（丸秘）と表示しなければならない。

#### 3. 例外

a. 「秘密情報」は下記のような情報を含まない。（1）本契約締結時に周知の事実となっている情報、（2）本契約およびその他EOとの契約を侵害して周知となるものを除き、本契約締結後に周知の事実となる情報、（3）適用法、規則、法的手続きに準じて公開する義務の生じる情報。ただし、このような法的に要求あるいは強制された公開をする前に、EOが適切な秘密保護命令を求めることを可能にするため、および公開前にそれに関する機密扱いを依頼することを可能にするために、メンバーリーダーが事前にEOに通知する場合とする。EOがそのような裁判所命令に異議を申し立てることを選択した場合、メンバーリーダーはそのような異議申し立てに関してEOに協力する。

b. 「秘密情報」は、メンバーリーダーやメンバーリーダー所有の企業が既に保有しEOが厚意で利用させてもらう情報は含まない。

c. 「秘密情報」は、本契約と同時に履行されるいわゆる「知的財産に係る契約」に定義されたメンバーリーダーの知的財産を含めない。

4. 承認メンバーリーダーはEOおよびその支部組織の秘密情報に価値があり、EOの運営にとって特別且つ固有な資産であり、その情報へのアクセスと知識は以下に掲げるメンバーリーダーの義務遂行に重要である旨を承認する。メンバーリーダーは、EOの運営維持と市場におけるEOの競争力ある地位を確保するためにEOおよびその支部組織の秘密情報が厳秘に取り扱われなければならない、そのような秘密情報は無期限にEOの競合組織にとって有益であることを承認する。メンバーリーダーは秘密情報がすべてEOの所有である旨認識する。

5. 守秘秘密情報への継続的アクセスを考慮し、その条件として、そして契約や法律によって課されたその他の守秘義務に対し不利益や制限なく、メンバーリーダーは、制限期間内はいついかなるときも、如何なる個人、事務所、会社、会、あるいはどのような事業体に対しても、如何なる理由であれ（EO商標権に関する知的財産に係る契約の第2条（f）により特に許可された場合を除く）EOにおけるメンバーリーダー在任期間中に知りえた当該秘密情報の全部または一部を出版、複写、模写、公開、または漏えいをしない。但し、EOに対するメンバーリーダーの義務の一環として必要な場合、およびEOのエージェント、他のメンバーリーダー（本契約に定義）、職員およびそれに類似する担当者で記載の守秘性を

理解し、それぞれに関する守秘義務に制約を受けている者に対して行う場合を除く。また、メンバーリーダーはメンバーリーダー個人の目的あるいは他の個人、事務所、企業または他の事業体（EOを除く）の利益のために、如何なる状況下であっても当該秘密情報を利用してはならない。この第5条にある前述の義務は、EOにおけるメンバーリーダー在任が解除されているいないにかかわらず、制限期間終了まで拘束力と法的強制力を維持するものとする。

6. 紛争は守秘事項前述に制限することなく、EOとメンバーリーダー間の紛争の存在およびそれに関する情報は秘密情報である。但し、メンバーリーダーが当該紛争に関する情報を当該紛争を扱う仲裁機関や裁判所に開示する場合や、メンバーリーダーの弁護士に共有する場合（当該弁護士がそのような情報を当該紛争の訴追や弁護に必要以外は公開しないと同意した場合）は除く。

7. 秘密情報の返還EOとのメンバーリーダー在任期間の解除時に、メンバーリーダー所有のあらゆる秘密情報の原本、複写、複製を速やかにEOに返還するか、EOの指示により破棄しなければならない。メンバーリーダーは、その後、直接的にも間接的にも当該秘密情報のいずれも利用してはならない。

8. 準拠法および裁判管轄本契約は、抵触法規や原則に関わらずあるいはその適用に関わらず、バージニア州の法律に準拠し、それに基づき解釈されるものとする。メンバーリーダー各々およびEOは、バージニア州所在のバージニア東部連邦地方裁判所の本契約に関する論争に係る対人管轄権に変更不可で同意し、そのような裁判地が不便であるという議論の権利を放棄し、いずれか一方からの本契約に係る訴訟が起こった場合、バージニア州東部連邦地方裁判所を裁判地とすることに同意することとする。

9. 救済方法メンバーリーダーは、メンバーリーダーによる本契約に記載された約束不履行から生じた可能性のある如何なる損害を評価することは困難であることに同意し、よって如何なる場合であろうとも、金銭的損害賠償のみでは、そのような不履行の救済には不十分であることに合意する。よって、メンバーリーダーが本契約に係る如何なる部分に違反、あるいは違反しようとする場合、EOが、その他すべての救済に加え、そして保証金やその他の担保を払う必要なしに、実際のEOに対する損害を示したり証明することなくそのような不履行を制止するために、差し止め命令、特定履行あるいはその他適切な衡平法上の救済を行う権利を有することに、メンバーリーダーは同意することとする。

10. さらなる承認および法的強制力メンバーリーダーは本契約により、本契約の条項により課された制限内容と制限期間は公平かつ妥当であり、EOの秘密情報およびEOの運営に付随する営業権を保護するうえで合理的に必要であると承認するものとする。メンバーリーダーは本契約により、本契約の条項が法的強制力の求められるそれぞれの裁判管轄において適用される法律や公共政策の下、許容される最大限まで履行される旨さらに承認するものとする。本契約の如何なる部分あるいは条項が管轄裁判所により違法または法的強制力がないと宣言された場合、本契約の残余部分または違法または法的強制力がないと宣言された部分以外の状況における当該部分や条項の適用は当該事項に関して影響をうけず、また本契約の個々の部分や条項は法の許す限り最大限に有効且つ法的強制力を有しなければならない。本契約の如何なる条項でも地理的、一時的、あるいは機能的範囲に関する度を越えた範囲という理由により、管轄裁判所により法的強制力はないと判断された場合、当該条項は法的強制力に関し最大の地理的、一時的および機能的範囲において適用と見なされる。如何なる裁判管轄地において禁止されたり法的強制力がないとされた本契約の如何なる条項に関しても、その裁判管轄地について、本契約の残りの条項を無効にすることなく、その禁止する、あるいは法的強制力のない範囲で無効となり、如何なる裁判管轄地におけるそのような禁止や法的強制力のなさが、他の裁判管轄地において当該条項を無効にしたり法的強制力を失わせたりしてはならない。

11. 完全合意本契約および本契約と同時に履行される所謂「知的財産に係る契約」は、本件に関する両当事者間における完全合意を構成し、署名日および署名日以降、書面、口頭を問わず、また明示的であるか黙示的かに問わず、本件に関する両当事者間の他の契約にとって代わるものである。誤解を避けるために、すでに効力を発している以前の合意は、本契約の履行日以前の期間において有効である。そして、本契約は履行日から有効である。

12. 権利不放棄本契約の権限や権利の行使において、当事者のいずれかが不履行または遅延をした場合本契約の放棄となることはなく、そのような権限や権利の一つまたは部分的履行は、それに関する他のまたは更なる履行や、その他の権利や権限の更なる履行を除外するものではない。本契約の如何なる条項の不履行に係る当事者いずれかあるいは両当事者による放棄は、本契約のその他のまたはこれに続く不履行の放棄として機能することもなく、解釈されることもない。

13. 修正および放棄本契約に対する如何なる修正も、EOおよびメンバーリーダーそれぞれにより書面にて行われなければならない。

14. 継承者および譲受人本契約の諸条件は本契約に係る当事者、各々の後継者、法定代理人、継承者、容認された譲受人の利益のために効力を生じ、また法的に拘束するものである。これは、本契約や本契約上の権利または義務が他方の当事者の書面による同意を得る前に一方の当事者により譲渡されていない場合とする。但し、EOが本契約を合併、法人の統合および買収等により、EOの資産やビジネスの大半を継承する法人に譲渡する場合は合意を必要とせず、この場合を除く。

15. 第三者への利益の無供与本契約は、本契約の当事者ではない個人あるいは法人の利益になることを意図しておらず、彼らによる法的強制力を有しない。

16. 累加的救済方法本契約書にそうでない旨が明示されている場合を除き、本契約の如何なる条項により当事者に示される救済方法は、それ以外の救済方法を含まないことを意図しているものはない。そして、各々の救済方法は累加的であり、本契約上、現在、あるいは今後法律に、衡平法上、または法定のあるいはそれに類するものに存在する場合、あらゆる他の救済方法に追加されなければならない。

17. 見出し本契約における条項の見出しは、参照の便宜のためにつけられており、ここに含まれる文言は本契約の条項の解釈、構造あるいは意味を説明、修正、拡大説明、あるいは助けるものではない。

起業家組織 Entrepreneur' Organization およびメンバーリーダーは、本契約書によって本契約のメンバーリーダーの履行日から本契約の条件と義務を承認し同意する。

署名（サイン）：\_\_\_\_\_

氏名：\_\_\_\_\_, メンバーリーダーとして記載

日付：\_\_\_\_\_